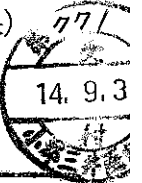




福岡医発第1156号(保)

平成14年 9月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う北九州市福祉医療制度
の一部負担金等の取扱いについて

平成14年10月1日付で老人保健法及び健康保険法等が改正され、一部負担金等が変更されることに伴い、北九州市が実施する福祉医療制度の一部負担金等につきましても、今回の法律改正とほぼ同様の改正を行い、平成14年10月1日より実施する旨、北九州市保健福祉局より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、取扱いについては下記のとおりです。

記

1. 北九州市老人医療費支給制度の改正について

(1) 対象者(現行どおり): 68歳(居宅寝たきりの方は65歳)から69歳までの方

○資格要件

・北九州市に3ヶ月以上住所を有する国民健康保険の被保険者又は社会保険の被扶養者(社会保険の本人は除く。)

・所得制限

本人⇒市民税非課税 配偶者⇒前年所得250万円以下

扶養義務者⇒前年所得1,000万円以下

(2) 医療証(現行どおり): 現在お持ちの「北九州市老人医療証」(有効期限: 来年6月30日)を使用します。

(3) 一部負担金の割合及び額

医療費の1割負担とします。

「北九州市老人医療証」の提示がありましたら、すべて1割負担の取扱いをして下さい。

○外来の場合は、限度額を超えた場合も医療費の1割を徴収して下さい。限度額を超えた額は、本人からの申請により、後日、市が払戻しをします。

○入院の場合は、限度額まで徴収して下さい。

なお、低所得者については「Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した「限度額認定証」を交付していませんので、現行の「限度額認定証」の提示があった場合は、「低所得Ⅱ」の限度額(24,600円)まで徴収して下さい。

「低所得Ⅰ」に該当する方については、本人の申請により、後日、市が差額の払戻しをします。

※払戻しの申請手続きの際、領収書が必要となりますので、その発行をよろしくお願いいたします。

自己負担限度額について

原則として老人保健制度に準じます。ただし、市の老人医療では「一定以上所得者の2割負担」の適用はありません。

また、「市民税非課税世帯等」については、主たる生計維持者が市民税非課税等の場合に該当します。

なお、市の老人医療では世帯合算をしませんので、「入院及び外来（個人ごと）の限度額」として適用します。

(4) 薬剤一部負担金について

今回の改正により、外来薬剤一部負担金については、平成15年4月から廃止されることになりました。

なお、平成15年3月までは、これまでどおり市がこの負担金を助成するため、窓口では徴収しません。

2. 北九州市母子家庭等医療費支給制度について

改正点：支給対象年齢 74歳まで

母子家庭等医療費支給制度（一人暮らしの寡婦等）の該当者が、老人保健法の規定による医療を受けることとなった場合は、本制度の資格を喪失することとなっています。

今回、老人保健法の対象となる年齢が75歳以上に改正されたため、本制度の対象年齢を74歳まで（ただし、老人保健制度の対象者は除く。）に変更するものです。

なお、現行の「母子家庭等医療証」は有効期限が69歳までとなっています。

このため、平成15年7月1日までに70歳に到達する方には、引き続き平成15年7月31日まで有効の「母子家庭等医療証」をその都度交付しますので、そちらで受給資格の確認を行って下さい。

3. 北九州市乳幼児医療費支給制度について

改正点：3歳未満の一部負担金の割合 2割

健康保健法の改正により、3歳未満の一部負担金の割合が2割に改正されます。

なお、「乳幼児医療証」をお持ちの人は、これまでと同様に初診料の初回分、往診料及び入院時食事療養費標準負担額を除き、乳幼児医療費の支給を受けることとなります。

<お問い合わせ先>

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1-1

TEL：093-582-2415

FAX：093-583-6142



北九保保年第 734号
平成14年9月18日

福岡県医師会会長様

北九州市保健福祉局長 山口 彰

老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う北九州市福祉医療制度の一部負担金等の取り扱い
について（お知らせ）

平素から、本市の医療行政につきましては、格段のご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成14年10月1日付で老人保健法及び健康保険法等が改正され、一部負担金等が変更されることになりました。

これに伴い、本市が実施する福祉医療制度の一部負担金等につきましても、今回の法律改正とほぼ同様の改正を行い、平成14年10月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会会員様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 老人保健制度の改正について

(1) 対象者：75歳以上の方（ただし、70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に上げます。）、75歳未満で昭和7年9月30日以前に生まれた方及び65歳以上で一定の障害がある方です。

【参考】昭和7年10月1日以降に生まれた方は、70歳から74歳まで、加入している健康保険で医療を受けます。なお、一部負担金の負担割合及び自己負担限度額は老人保健制度と同じです。

(2) 医療受給者証：1割又は2割の負担割合を示した新しい「老人保健法 医療受給者証」を交付します。これまでの「老人保健法 医療受給者証」は無効となります。

(3) 一部負担金の割合及び額

医療費の1割（一定以上所得者は2割）負担となります。

○外来の場合は、限度額を超えた場合も医療費の1割又は2割（在宅総合診療の場合は限度額まで）を徴収してください。限度額を超えた額は、本人からの申請により、後日、市が払い戻しをします。

○入院の場合は、下記の限度額まで徴収してください。

【自己負担限度額】（区分は所得により異なります。）

区 分		外来（個人ごと） の限度額	入院及び世帯の限度額
一定以上所得者※注1		40,200円	72,300円 +（総医療費－361,500円）×1% 40,200円※注4
一 般		12,000円	40,200円
市民税 非課税 世帯等 ※注2	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円※注5
	低所得Ⅰ※注3		15,000円※注5

※注1：各種控除後の課税所得が124万円以上の人とその世帯に属する人、世帯の高齢者の年収が637万円（単独世帯の場合は450万円）以上の人



※注2：世帯全員が市民税非課税等である場合に該当します。

※注3：各種年収額から必要経費・控除額（年金収入は65万円）を差し引いた所得額が0円の人です。

※注4：過去1年以内に入院の高額医療費の支給を受けた回数が4回目からの額です。

※注5：低所得Ⅰ又はⅡを示す「限度額認定証」の提示を受けた場合は、限度額まで徴収してください。

また、該当者で「限度額認定証」をお持ちでない方には、交付申請をするようご指導をお願いします（「限度額認定証」は遡及して交付できません。）。

(4) 高額医療費の支給

同じ月内に限度額を超えて支払った額は、本人からの申請により、後日、市が払い戻しをします。

つきましては、領収書の発行をよろしくお願いいたします。

(5) 自己負担額に合算できる費用

病院、診療所、歯科、薬局及び訪問看護などで支払った一部負担金は、全て自己負担額に合算します。

ただし、入院時の食事代や保険のきかない差額ベッド代などは合算できません。

2 北九州市老人医療費支給制度の改正について

(1) 対象者（現行どおり）：68歳（居宅ねたきりの方は65歳）から69歳までの方

○資格要件・北九州市に3ヶ月以上住所を有する国民健康保険の被保険者又は社会保険の被扶養者（社会保険の本人は除く。）

・所得制限：本人：市民税非課税、配偶者：前年所得250万円以下、

扶養義務者：前年所得1,000万円以下

(2) 医療証（現行どおり）：現在お持ちの「北九州市老人医療証」（有効期限：来年6月30日）を使用します。

(3) 一部負担金の割合及び額

医療費の1割負担とします。

「北九州市老人医療証」の提示がありましたら、すべて1割負担の取り扱いをしてください。

○外来の場合は、限度額を超えた場合も医療費の1割を徴収してください。限度額を超えた額は、本人からの申請により、後日、市が払い戻しをします。

○入院の場合は、限度額まで徴収してください。

なお、低所得者については「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の区分を示した「限度額認定証」を交付していませんので、現行の「限度額認定証」の提示があった場合は、「低所得Ⅱ」の限度額（24,600円）まで徴収してください。

「低所得Ⅰ」に該当する方については、本人の申請により、後日、市が差額の払い戻しをします。

※払い戻しの申請手続きの際、領収書が必要となりますので、その発行をよろしくお願いいたします。

自己負担限度額について

原則として老人保健制度（上記1（3）の【自己負担限度額】）に準じます。ただし、市の老人医療では「一定以上所得者の2割負担」の適用はありません。

また、「市民税非課税世帯等」については、主たる生計維持者が市民税非課税等の場合に該当します。

なお、市の老人医療では世帯合算をしませんので、「入院及び外来（個人ごと）の限度額」として適用します。

(4) 薬剤一部負担金について

今回の改正により、外来薬剤一部負担金については、平成15年4月から廃止されることになりました。

なお、平成15年3月までは、これまでどおり市がこの負担金を助成するため、窓口では徴収しません。

3 北九州市母子家庭等医療費支給制度について

改正点：支給対象年齢 74歳まで

母子家庭等医療費支給制度（一人暮らしの寡婦等）の該当者が、老人保健法の規定による医療を受けることとなった場合は、本制度の資格を喪失することとなっています。

今回、老人保健法の対象となる年齢が75歳以上に改正されたため、本制度の対象年齢を74歳まで（ただし、老人保健制度の対象者は除く。）に変更するものです。

なお、現行の「母子家庭等医療証」は有効期限が69歳までとなっています。

このため、平成15年7月1日までに70歳に到達する方には、引き続き平成15年7月31日まで有効の「母子家庭等医療証」をその都度交付しますので、そちらで受給資格の確認を行ってください。

4 北九州市乳幼児医療費支給制度について

改正点：3歳未満の一部負担金の割合 2割

健康保険法の改正により、3歳未満の一部負担金の割合が2割に改正されます。

なお、「乳幼児医療証」をお持ちの人は、これまでと同様に初診料の初回分、往診料及び入院時食事療養費標準負担額を除き、乳幼児医療費の支給を受けることとなります。

<お問い合わせ先>〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課福祉医療係

TEL：093-582-2415（担当：丸山）

FAX：093-583-6142